

## 独立行政法人日本学術振興会 ERC との協力による特別研究員の海外渡航支援事業 平成29年度募集

### 1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science:JSPS 以下「本会」とする。）は、欧州研究会議（European Research Council:ERC 以下 ERC とする。）と協力し、双方の機関から支援することにより優秀な若手研究者の交流を目指し、「ERC との協力による特別研究員の海外渡航支援事業」を実施します。

本事業では、特別研究員のグローバルなネットワーク構築や国際研鑽を促進する観点から、本会特別研究員に採用中の者を対象として、ERC から研究費の支援を受けている研究者の下で研究遂行を希望する者を募集します。

ERC（European Research Council）とは、European Commission（欧州委員会）によって設立されたヨーロッパで最初の研究助成機関であり、研究者の発想に基づく、いわゆるボトムアップによる最先端かつ卓越した研究を選考し、すべての研究分野を対象とした研究助成を行っています。ERC からの助成を受けた研究は、非常に高い競争率を勝ち抜いており、ヨーロッパ全体の研究力強化、科学技術の発展に寄与することが期待されています。そのため、ERC の研究費支援を受けている研究者の下、特別研究員の研究課題を遂行する機会を得られることで、特別研究員としての更なる研究の進展が見込まれることが期待されます。

<https://erc.europa.eu/about-erc>

### 2. 申込資格

本事業で渡航する期間に、本会特別研究員（SPD、PD、DC、RPD）に採用中の者。外国人が申請する場合は、我が国に永住を許可されている者に限ります。平成29年度新規採用予定者も申請できます。

### 3. 受入研究者

ERC から研究費の支援を受けている研究者で、日本人若手研究者の受入を希望する者。（別途、本会特別研究員宛に情報提供する「受入研究者リスト」の中から受入研究者を選定すること。）

### 4. 海外渡航期間

平成29年度中に開始する特別研究員採用期間中の渡航であること。

### 5. 支援経費等

受入研究者の獲得している ERC 研究費の中から支援を受けることができます。ただし、支援内容や金額は各自で受入研究者と交渉することが必要です。

本会からは、引き続き、特別研究員研究奨励金及び科研費（特別研究員奨励費）を支給しますが、渡航にかかる追加の経費支援はありません。

### 6. 申込手続き

本事業に申込を希望する者は、以下の（1）～（7）の手順に沿って手続きを行ってください。本事業は、選考による絞込みはありません。受入条件に問題がないことを各自で十分にご確認の上、手続きを進めてください。

- (1) ERC との協力枠組みによる海外渡航を希望する特別研究員は、「オンライン手続き」から本登録を済ませた後、マイページへログインし、「日本からの受入を希望する ERC 研究費支援を受けている研究者」（以下「受入研究者リスト」）のリンク先で自身の研究に有益だと思われる受入先を探してください。なお、対象となる渡航は、平成 29 年度中に開始する特別研究員採用期間中の渡航であり、受入先は 5 つまでです。（複数回渡航の場合でも、同一受入先への渡航は、受入先は 1 つとカウント）
- (2) 有益と思われる受入先が見つかりましたら、各自で ERC 受入研究者に連絡を取り、受入時期・期間、求められる資質や役割・受入環境・資金援助等の条件等をご確認ください。
- (3) 受入条件や特別研究員事業との整合性等に支障ないことを確認しましたら、ERC 受入研究者から受入承諾書（letter of intent もしくは support letter）を電子メール等で受領してください。受入承諾書が受領できない場合、申込できません。なお、受入承諾書は、事実等確認のため本会から後日提出を求める場合がありますので、渡航終了迄保管してください。
- (4) 上述の（1）～（3）に支障がなければ、Web サイト上で指定する申込期間中に、「オンライン手続き」のリンク先から申込フォームを完了してください。（詳細は「オンライン手続きの流れ」をご参照ください。）
- (5) 入力期間終了時点で不備等のない申込は、「JSPS-ERC 特別研究員（英文：JSPS-ERC Research Fellow）」一覧として取りまとめ、本会から ERC に連絡します。（履歴書等に「JSPS-ERC 特別研究員」とご記載いただいても構いません。）申込者本人には、本会からオンライン手続きで登録の電子メールアドレスに連絡します。なお、JSPS-ERC 特別研究員一覧は、Web サイト上で公開します。
- (6) 申込時に登録した渡航期間になりましたら、順次、海外渡航を開始してください。
- (7) 渡航終了後 1 か月以内に Web サイト上のマイページから渡航状況をご報告ください。（詳細は「オンライン手続きの流れ」をご参照ください。）

※マイページ URL : <https://area31.smp.ne.jp/area/p/mckg6lhtbk0nhkhr7/7ATQD6/login.html>

## 7. 留意事項

本事業による海外渡航中も、他の海外渡航と同様、特別研究員の遵守事項・手続き等は特別研究員の手引き等で定めるとおり、特別研究員事業で定める通算海外渡航日数の上限を超えることはできません。また、28 日以上海外渡航の場合は、渡航開始の 1 か月前までに特別研究員の「海外渡航届」を研究者養成課特別研究員事業担当に提出することが必要です。

特別研究員の手引き等に記載の安全確保や海外における研究活動に関する注意事項にもご留意願います。

## 8. 問合せ先

独立行政法人日本学術振興会  
〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

<p>本事業に関する全般的なこと 申込に関すること</p>	<p>人材育成事業部海外派遣事業課 若手研究者交流事業担当 Tel : 03-3263-1943 Fax : 03-3237-8305 Email : toku-haken@jsps.go.jp</p>
<p>特別研究員制度に関わること (海外渡航関係等)</p>	<p>人材育成事業部研究者養成課 特別研究員事業担当 Tel : 03-3263-4998 Fax : 03-3222-1986</p>